飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(抜粋) (昭和二十八年四月十一日法律第三十五号)

(目的)

第一条 省略

(定義)

- 第二条 この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。
- 3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省 令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて 用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 4 この法律において「製造業者」とは、飼料又は飼料添加物の製造(配合及び加工を含む。以下同じ。)を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料又は飼料添加物の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

以下、省略